

発 言 通 告 書 （ 質 問 ）

次のとおり、①. 一般質問 2. 施政方針に対する質問 3. 緊急質問) の通告をいたします。

平成 19年 11月 21日

富士市議会議長様

富士市議会議員 小池 智明 印

受 付 No. 平成 年 月 日 午(前・後) 時 分 受理者

(小池智明議員 2 -1)

発言項目	合併浄化槽の設置促進と保守点検検査の徹底について	
要 旨 (具体的に記入してください)	答弁を求める者	
<p>下水道整備が効率的ではない市街化調整区域などでは、トイレだけでなく、台所や風呂など、家庭から出る排水全てを公共下水道並みのレベルまで浄化処理し、河川などに放流する「合併処理浄化槽」による生活排水処理対策が求められている。</p> <p>しかし、平成 18 年度末の市内浄化槽設置数 26,430 基のうち、22,650 基はトイレの汚水のみを浄化する「単独浄化槽」(みなし浄化槽)であり、合併処理浄化槽は 3,780 基と 15%にも満たない状況にある。</p> <p>下水道整備に並行して、上流エリアにおいても着実に合併処理浄化槽への転換・設置を進め、適切に管理することにより、市内全体の生活排水処理を進める必要があると考える。</p> <p>こうした中で以下の 3 点について質問する。</p> <p>(1) 生活排水処理長期計画の策定状況と、今後の生活排水処理の基本方針をどう考えるか (特に合併処理浄化槽処理について)</p> <p>(2) 浄化槽法に基づく保守点検、清掃、法定検査を確実に行うための対策にどう取り組むか</p> <p>(3) 今後の浄化槽整備にあたっての市町村設置型事業の導入についてどう考えるか (提案)</p>	<p>市長及び担当部長</p>	

発言項目	自治基本条例制定への取組みについて	
	要 旨 (具体的に記入してください)	答弁を求める者
	<p>2000年の地方分権一括法の施行をきっかけに、全国各地の自治体で「自治体の憲法」とも言われる自治基本条例、またはまちづくり基本条例を制定し、この条例で定めた基本ルールにのっとり、市民、議会、行政がそれぞれの役割を果たしながら、まちづくりや行政運営を進めていこうとする自治体が増えている。</p> <p>本年2月議会において、市長は「富士川町との合併実現の折には、協働に対する機運を高めつつ、26万人となる富士市民、そして新しい富士市議会と行政とが協働して条例の制定に向けた検討をしていきたい」と答弁している。</p> <p>こうした中で、以下の2点について質問する。</p> <p>(1) 他の自治体の制定状況に関する調査研究を通じた中で、制定にあたっての留意事項、条例の主要構成要素をどう考えるか</p> <p>(2) 本市における条例制定への取り組みのスケジュールをどう考えるか</p>	市長及び担当部長